

「企業課題解決型DX人材育成事業」 業務委託に係る企画提案募集要項

1 趣旨

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「企業課題解決型DX人材育成事業」に係る企画提案を募集するに当たり、必要な事項を記載したものである。

2 募集対象業務

(1) 名称

「企業課題解決型DX人材育成事業」業務委託

(2) 業務内容

別添「「企業課題解決型DX人材育成事業」業務委託仕様書（以下「業務委託仕様書」という。）のとおり

(3) 委託料の上限

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (2) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (3) 過去に、官公庁又はその他団体から、類似の業務を受託した実績を有していること、または、これと同等の実績を有すること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 選考委員会開催時に、千葉県における物品等入札参加業者適格者名簿に登録されている者、または登録見込みであること。
- (9) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止並びに物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(10) 募集開始の日から契約の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。

4 応募方法等

(1) 提出書類

- ①企画提案書（様式第1号）
- ②企画提案に関する調書（様式第2号）
- ③業務に要する経費に関する見積書（様式第3号）
- ④誓約書（様式第4号）
- ⑤提案者に関する調書（様式第5号）
- ⑥添付書類

・直近2事業年度の事業報告書、決算書

※電子データのファイル名は、提出書類①～⑥の名称を用いること。

(2) 応募期間

令和8年2月9日（月）～3月23日（月）午後5時（必着）

(3) 応募方法及び提出先

原則として、ちば電子申請サービスを用いたオンライン申請により提出すること。ただし、上記の方法による申請が困難な場合は、紙媒体で提出することも可能とする。

①ちば電子申請サービス

（提出部数）1部

（提出先）URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=55794

②紙媒体（①が困難な場合に限る）

（提出部数）正本1部

（提出先）〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課産業技術班（担当：青木）

※メールのみの提出ではオンラインによる申請とは認められません。

「ちば電子申請サービス」により申請してください。

※システムエラー等の理由で申請期限に間に合わない場合は、必ず申請期間内に担当者まで電話連絡をしてください。

※紙媒体で提出する場合は、持参又は郵送（配達記録又は書留の扱い）とすること。

(4) 質問の受付・回答

本業務に関する質問は、下記のとおり受け付ける。なお、質問の範囲は当該委託業務に関する内容に限ることとし、提案状況、選考委員名等の審査に関する質問は受け付けない。

（方 法）「9 問い合わせ先」宛て、電話又はメール

（受付期間）令和8年2月9日（月）～3月16日（月）午後5時

(回 答) 質問とその回答は、県ホームページに掲載する。

5 審査・選考方法

(1) 事前審査

応募資格を有する応募者が5者以上の場合は、事務局（千葉県商工労働部産業振興課）が書面による事前審査を実施する。事前審査では、事務局が企画提案書等を採点し、選考委員会に参加する4者を選考する。事前審査の結果は令和8年3月31日（火）を目途に応募者全員にメールで通知する。なお、本審査を通過しない者は（2）選考委員会に参加することができない。

(2) 選考委員会

県が設置する選考委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を受託候補者として選定する。

選定に係る審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。評価は合計点数により、高得点順に順位付けを行い、最も高い得点の提案を最優秀提案とする。

審査項目		審査基準
企画 提案 内容	業務内容 の理解	<ul style="list-style-type: none">事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	企画力	<ul style="list-style-type: none">仕様書の内容を十分に理解し、成果が期待できる企画となっているか。
	事業の効果	<ul style="list-style-type: none">事業の実施により、大学生等がデジタル技術を活用した課題解決能力を身につけ、将来的に地域で活躍するDX人材として育成されることが見込まれるか。研修参加者の募集から選考までのプロセスについて、効果的な募集と公平・妥当な選考方法が提案されているか。
業務 遂行 能力	業務実施 体制	<ul style="list-style-type: none">業務を円滑に実施するための体制、遂行可能な人員の確保がなされているか。業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。
		<ul style="list-style-type: none">自己資金・経営能力・経営処理能力など、事業実施するための経営的基礎力が十分備わっているか。
	専門知識、 適格性	<ul style="list-style-type: none">業務内容に関する知識、知見、業務を遂行する上で必要な専門性を有しているか。事業を実施するための経営的基礎力が十分備わっているか。
	類似業務の 経験・実績	<ul style="list-style-type: none">業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
連絡体制		<ul style="list-style-type: none">事業実施にあたっての県との連絡体制は充分か。
経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none">所要経費が明確に示されており、合理的な内容であるか。費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(3) 選考委員会開催日時

令和8年4月中旬（予定）

※日程確定後、応募者全員に通知する。

(4) 選考結果

選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

6 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出方法に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一の企画提案に対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一の企画提案に対して、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (5) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (6) 選考委員会を欠席したとき。
- (7) 経費見積書の金額、住所、印影、もしくは重要な文書の誤脱、認識し難い見積もり又は金額を訂正した見積もりをしたとき。
- (8) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

7 委託契約

「5 選考について」により選考された受託候補者と詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

(2) 契約に当たっての主な留意事項

- ①県は、千葉県財務規則に定める随意契約の手続きにより、受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- ②契約に当たっては、受託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約する場合がある。
- ③契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となる。ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。
- ④委託契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や規則をはじめとする諸規定が適用される。
- ⑤委託費の支払いについては、原則として精算払いとする。
- ⑥委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得たときはこの限りではない。

8 契約の確定

本企画提案募集は令和8年2月定例千葉県議会において本事業に係る予算が成立することを前提とした事前準備手続きである。

なお、本事業に係る予算案が可決・成立しない場合は、募集や審査を中止し、委託契約は行わない。また、その場合の企画提案募集参加者や委託先候補において生じた損害について県は一切負担しない。

9 その他

- (1) 企画提案は、その取り組み方法等について提案を求めるものであり、成果品の一部を求めるものではない。
- (2) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書及び添付書類は返却しない。また、それらを本業務以外に使用することはない。
- (4) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該企画提案書を無効とする。
また契約後にその事実が発覚した場合には、契約を取りやめる場合がある。
- (5) 契約後は、県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとする。なお、採用された企画提案書の内容については、変更・修正する場合がある。また、協議により県より指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 本業務で得たすべての成果品の著作権は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表してはならない。ただし、研修参加者が本事業で制作したデジタルコンテンツについては、研修参加者及び県の双方が不利益なく使用できるよう、具体的な考え方や手法について受託者から県へ提案し、双方協議の上で取扱いを決定するものとする。

10 問い合わせ先及び応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課産業技術班

電話：043-223-2718／メール：sangyo-c@mz.pref.chiba.lg.jp